

生駒市立小中学校空調設備運用指針



平成31年4月
生駒市教育委員会

目 次

I	はじめに	1
1	本指針について	
2	環境負荷低減及び児童生徒の健康への配慮について	
II	夏季の稼働.....	2
1	稼働期間について	
2	稼働時間について	
3	温度設定について	
III	冬季の稼働.....	3
1	稼働期間について	
2	稼働時間について	
3	温度設定について	
IV	空調設備の適切な運用のために	4
1	換気について	
2	カーテン等の活用について	
3	扇風機・ガスストーブ等の活用について	
4	空調設備の日常のメンテナンスについて	
5	使用方法に関する掲示等について	
6	電気方式による空調設備について	
V	空調設備の操作	6
1	空調設備の使用開始時	
2	空調設備の使用時	
3	空調設備の稼働終了の確認	
VI	その他	6
1	空調設備の運用について	
2	空調設備を大切に使用しましょう	

I はじめに

1 本指針について

昨今、夏季の酷暑、PM2.5、光化学スモッグ等の様々な環境や大気汚染の問題がある中、児童生徒が意欲を持って学ぶことができる快適な学習環境の整備と夏季の平均気温の上昇による熱中症予防などの健康面への配慮に加え、災害時の避難所としての防災機能の強化のため、市立小中学校すべての普通教室と特別教室に空調設備を導入することとなりました。

その一方で、空調設備の導入は環境負荷を増大させることとなり、「環境モデル都市」である本市としては、省エネによる地球環境への配慮も必要です。

本指針は、各教室の空調設備の稼働に際して、地球環境にも十分配慮しつつ、適正かつ円滑に使用していくために、市立小中学校における空調設備の運用基準を示すものです。

ただし、本指針はあくまでも原則としての運用基準であることから、児童生徒の健康状態等に十分配慮した上で柔軟に運用してください。

各小中学校においては、本指針に基づき運用していただくとともに、これまでの地球温暖化防止への取組を継続し、さらなる創意工夫ある取組の推進をお願いします。

2 環境負荷低減及び児童生徒の健康への配慮について

空調設備の導入は、快適な学習環境を提供する一方で、室外機等の排熱によるヒートアイランド現象やエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量が増えるなど、環境に負荷を与えてしまうという側面を持っています。

とりわけ、本市は「環境モデル都市」に選定されており、温室効果ガスの削減目標（2006年度比）として中期目標で30%、長期目標で50%の削減を掲げ、低炭素社会づくりに向けた様々な取組を進めています。

教育委員会としても、施設面でのより良い教育環境を提供するという責務を果たすと同時に、地球環境への負荷を少しでも低減するための多様な取組を進めており、各学校においても、児童生徒・教職員一人ひとりが環境への意識をより一層向上し、一体となって取り組んでいくことが最も重要であると考えています。

また、空調設備の運用次第では、児童生徒の健康にも影響を与えかねません。

各小中学校においては、これらのことを踏まえ、児童生徒にも地球環境にもやさしい空調設備の運用を心がけてください。

Ⅱ 夏季の稼働



1 稼働期間について

6月1日から9月30日までを基本とします。

児童生徒の体調及び健康面で特別な配慮が必要な児童生徒がいる場合など、学習環境を考慮して稼働期間を調整してください。

気候的に涼しいときは空調設備を使用しないようにするなど、不用な稼働は避けて光熱費の削減に努めてください。

<参 考>

「学校環境衛生基準（文部科学省告示）」では、教室等の温度は、夏季では28℃以下であることが望ましいとされています。

また、児童生徒等に生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は、夏期で25～28℃程度とされています。

※稼働の目安にしてください。

2 稼働時間について

普通教室・特別教室は授業時間内を、管理諸室は勤務時間内を基本とします。

体育や実験・実習等により、運動場や特別教室等で授業を行うなど、普通教室を使用しない場合は、必ず電源を切るようにしてください。

清掃時間中は、稼働しないでください。

夏期休業期間中や授業時間外の空調設備の稼働については、生徒の補習や保護者との懇談、進路指導等の場合に限り稼働させてください。

普通教室及び特別教室等で授業時間外に空調の稼働を必要とする場合は、校長又は教頭の許可のもとに使用してください。



3 温度設定について

室温は28℃とします。

各教室で環境が異なるため、教室を利用する先生方の判断で設定温度を一時的に変更することができることとしますが、室温28℃を保つことのできる温度に設定してください。

設定温度の下げ過ぎは、体調を崩してしまう原因となり、エネルギーの無駄遣いにもなります。

Ⅲ 冬季の稼働



1 稼働期間について

12月1日から3月31日までを基本とします。

児童生徒の体調及び健康面で特別な配慮が必要な児童生徒がいる場合など、学習環境を考慮して稼働期間を調整してください。

気候的に暖かいときは空調設備を使用しないようにするなど、不用な稼働は避けて光熱費の削減に努めてください。

<参 考>

「学校環境衛生基準（文部科学省告示）」では、教室等の温度は、冬季では17℃以上であることが望ましいとされています。

また、児童生徒等に生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は、冬期で18～20℃程度とされています。

※稼働の目安にしてください。

2 稼働時間について

普通教室・特別教室は授業時間内を、管理諸室は勤務時間内を基本とします。

体育や実験・実習等により、運動場や特別教室等で授業を行うなど、普通教室を使用しない場合は、必ず電源を切るようにしてください。

清掃時間中は、稼働しないでください。

冬期休業期間中や授業時間外の空調設備の稼働については、生徒の補習や保護者との懇談、進路指導等の場合に限り稼働させてください。

普通教室及び特別教室等で授業時間外に空調の稼働を必要とする場合は、校長又は教頭の許可のもとに使用してください。



3 温度設定について

室温は18℃とします。

各教室で環境が異なるため、教室を利用する先生方の判断で設定温度を一時的に変更することができることとしますが、室温18℃を保つことのできる温度に設定してください。

設定温度の上げ過ぎは、体調を崩してしまう原因となり、エネルギーの無駄遣いにもなります。

IV 空調設備の適切な運用のために

1 換気について

教室内の環境保持のために、扉や窓を開けたり、換気扇を点けるなど十分な換気に努めてください。

清掃時間中は、一旦電源を切って、扉や窓を開けて清掃してください。稼働したまま清掃すると、空調設備のフィルターにほこりが詰まり故障の原因になります。

チョークの使用でほこりが浮遊する場合は、窓を開けて換気に努めてください。

また、換気時には、地球負荷の低減や空調設備の負担の軽減、エネルギーの節減のためにも、空調設備を稼働しない等の工夫をお願いします。

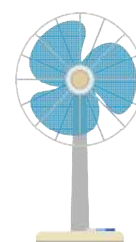
2 カーテン等の活用について

空調設備稼働中は扉や窓を閉め、状況に応じてカーテン等を活用して、エネルギーの節減に努めてください。

カーテン等の開閉により、外気温の遮断や日光の採光、遮光を行うことで、効率的に教室内の温度を適温にすることができ、エネルギーの節減にもつながります。

3 扇風機の活用について

扇風機を併用することで、サーキュレーター役を果たし、空気を教室内全体に効率よく循環することができます。



4 空調設備の日常のメンテナンスについて

こまめな点検・清掃を行ってください。

エネルギー効率が悪くならないよう、室外機周辺に物を置かないようにしてください。

また、教室内の環境衛生や省エネルギーの観点から、夏季・冬季の稼働開始前、稼働期間中はこまめに室内機のフィルターを必ず清掃してください。その際、必ず複数人で行い、取り外し・取り付け時の事故防止に努めてください。

また、故障サインが出た場合は、すぐに修理依頼をしてください（簡易修理は原則学校配当予算）。



5 使用方法に関する掲示等について

長く機能を保ち、機器を使用するために、運用指針に基づく、稼働期間・設定温度等を掲示し、適正な運用に努めてください。

6 電気方式による空調設備について

学校全体の空調設備の一斉稼働は控えましょう。

電気方式による空調設備を設置した学校については、一斉に空調設備を稼働させると、学校全体の最大使用電力が跳ね上がり、電気料金が高騰します。学校の日当たり、棟の並び等の立地条件を考慮して、学校全体を2グループに分け、稼働開始時間を約30分ずらすなどの工夫により、電気料金を抑えることができます。

<参 考>

最大電気使用電力量とは？

学校の電気の基本料金は、30分間の最大使用電力量により基本料金が決められます。この最大使用電力が30分だけ跳ね上がった場合、その後、使用電力が下がっても、跳ね上がった時の使用電力の基本料金を1年間払うことになります。

V 空 調 設 備 の 操 作

操作は必ず教職員が行ってください。

すべての空調設備の操作は教職員が行ってください。

1 空調設備の使用開始時

リモコンで空調設備の使用を開始してください。

2 空調設備の使用時

児童生徒の体調等に合わせた運転を行ってください。

室内の温度や湿度などを考慮し、教職員が状況に応じた運転管理を行ってください（温度・風量・風向調節・運転停止・再開等）。

教室を使用しない場合は、電源を切ってください。

3 空調設備の稼働終了の確認

切り忘れのないようにしてください。

使用しない教室、誰もいない教室での稼働はしないでください。

退勤時は、全設置場所について、切り忘れがないか確認してください。

特に、平成30年以前から設置されている空調設備については、個別に確認する必要がありますので、切り忘れがないように注意してください。

（平成31年度に一齐に取り付けた空調設備は、集中リモコンにて一括管理可能）

VI そ の 他

1 空調設備の運用について

すべての空調設備の使用に当たっては、本指針に準じて運用してください。

2 空調設備を大切に使用しましょう

物を大切に長く使うことは、資源やエネルギーの節約にもなります。設置された空調設備（室内機、室外機、配管等）を破損することがないように、大切に取扱ってください。

児童生徒にもその旨を十分に周知してください。

